

メキシコ – NAFTA再交渉のポイント③ –

<NAFTA再交渉の焦点>

米国、カナダ、メキシコの間で行われる予定のNAFTA再交渉の焦点は主に2つと考えています。

「関税の見直し」と「米国にとって有利な規制の導入」の2つです。

<関税の見直しについて>

仮に、米国が関税を見直し、自動車関連の製品について関税の引き上げを行った場合、メキシコは報復として米国から輸入する農産物への関税を引き上げる可能性がでてきます。

米国にとってメキシコは第3位の農産物輸出先であり、メキシコが農産物への関税を引き上げると米国の農業が経済的な打撃を受けることとなります。また、米国共和党の支持基盤には米国南部・中西部の農業従事者も多いことから、共和党内で関税の見直しには慎重論も多く、米国内での調整も容易なことではないと思われます。

<米国が有利な規制の導入>

NAFTA域内で作られる乗用車に関税がかからない条件として「現地調達比率」が一定の割合以上あることがあげられます。この場合の現地調達比率とは、製品の価格の内、NAFTA域内で生み出される付加価値の比率のことを指します。これまでのトランプ米大統領や閣僚の発言などから、米国は今回の交渉でこの比率を引き上げることを条件にNAFTA脱退を回避するものと思われます。また、今回の交渉では米国内での付加価値が〇〇%以上あれば関税がかからないという制度が導入されることが予想されます。この制度は現地調達比率を発展した考え方で、この制度を導入することで米国内での雇用増加が期待できます。

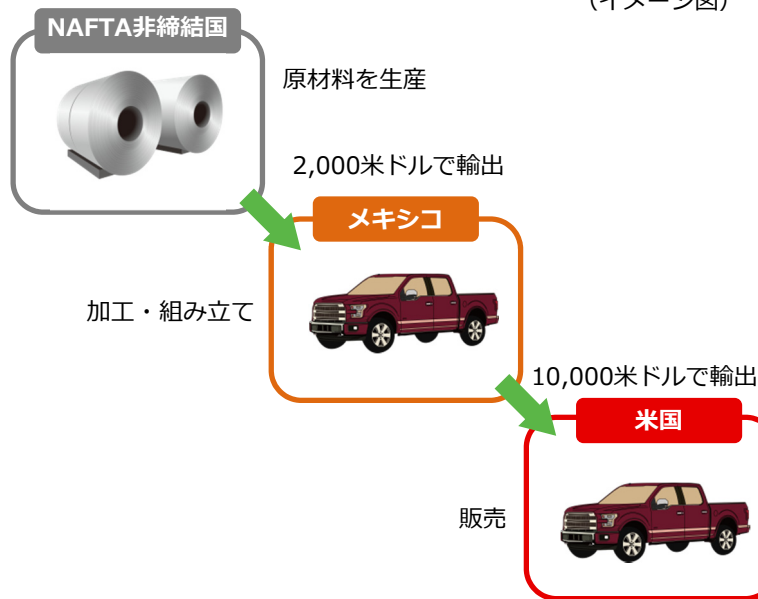
<米国の農産物の主な輸出先>

(2016年)

国名	輸出額 (億米ドル)	比率 (%)
中国	214	16
カナダ	202	15
メキシコ	178	13
EU	115	9
日本	111	8

<NAFTAにおける乗用車製造>

(イメージ図)



上記イメージ図について

メキシコで付加された価値は8,000米ドル。完成品の価値（10,000米ドル）に対するメキシコ国内で付加された価値（8,000米ドル）の比率（現地調達比率）は80%。
乗用車やピックアップトラックの関税がゼロになる現地調達比率は62.5%のため、このケースではメキシコと米国間での関税はゼロとなる。

出所：USDA

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.24200%（但し、最低2,700円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会